

愛知県事業認定審議会条例

平成14年3月26日

愛知県条例第7号

(趣旨)

第一条 この条例は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の七第二項の規定に基づき、愛知県事業認定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会においては、会長が議長となる。
- 3 審議会は、会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三号)の施行の日から施行する。